

同好会規程

第1条 (目的)

同好会は定款第3条および第4条の目的を達成するため、会員有志による特定分野での研修やフィールド実習などを行うことを目的とする。

第2条 (登録)

同好会は、理事会の承認をもって登録・運営することができる。

第3条 (対象)

同好会活動の対象はFIC会員を主体とする。森に親しむ会会員、一般市民も責任者の判断で参加できるものとする。責任者は、安全性や保険の付保状況などを慎重に考慮した上で参加可否を判断する。尚、FIC会員以外の者が参加した場合は、事務局長に報告する。

第4条 (内容)

同好会の活動は会員有志の研修やフィールド実習などを主体とし、その他、FICの自主事業及び受託事業などの要望に応じ協力をするものとする。

第5条 (経費)

同好会はその運営に必要な経費を徴収できる。この場合、金銭の授受は同好会内で完結させる。同好会の経費管理の責任は、同好会の責任者が負うものとする。

第6条 (運営体制)

1. 同好会には責任者1名以上を置く。複数の責任者を置く場合は、代表責任者を定める。
2. 責任者は事務局長の求めに応じて、理事会などでその活動に関する報告をする。
3. 責任者が交代する場合は事前に事務局と協議するものとする。

第7条 (個人情報管理)

同好会活動に関連して収集する、参加者、その他関係者に関する個人情報は、FICの「個人情報保護規程」に従って管理する。

第8条 (安全・保険)

同好会の活動に関する安全管理は、FICの「安全管理規程」「保険管理規程」に従

って実施する。

第9条 （解散）

同好会の解散にあたっては、責任者より事務局長あてに速やかに同好会解散の報告を行うこととする。

第10条 （その他）

本規程に定めのない事項については、理事会にて討議・決定するものとする。

（制定・改定履歴）

付則1 2021年4月12日 制定、施行